

# 公契約大綱に準拠する京都府道路公社の取組

## I 道路公社が取り組むべき内容

契約の適正化を図るため次の取組を進めます。

### ■ 健全な競争環境の確保

- ①一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
  - 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
  - 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
  - 建設工事について電子入札を全面的に実施する。
  
- ②情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
  - 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
    - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府道路公社発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
    - ・決裁ルートを必要最小限とする。
    - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
  
  - 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
    - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
    - ・入札コンプライアンス管理指導者を設置する。
    - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導など)
  
- ③談合その他の不正行為を厳しく排除します。
  - 不正事案に対する厳罰化(ペナルティ強化)を図る。
  
- ④最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争(ダンピング)への対応を強化します。
  - 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
  - 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
  - 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。

- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
  - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

## ■ 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ①府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
  - 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、道路公社入札参加資格委員会等で必要性を確認する。
  - 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
  - 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。
- ②技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ③京都府暴力団排除条例に準じ契約から暴力団排除を徹底します。
  - 下請負契約等も対象として、契約から暴力団排除を徹底する。
  - 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。
- ④建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。

## ■ 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ①労働関係法令等の遵守を徹底します。
  - 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- ②元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
  - 「建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
    - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
    - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
    - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
    - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。
- ③重層的な下請構造を改善します。
  - 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次まで

とすることを義務化する。

- ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

## II 契約の相手方に求める内容

関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

### ■ 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ①労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ②元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
  - 施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
  - 不適正事案における調査への協力
  - 下請重層化の抑制